

令和8年度

1級建築施工管理技術検定

1級電気工事施工管理技術検定

新受検資格インターネット専用受検の手引

「令和8年度から新受検資格の申請方法はインターネット申請のみ」に変更されました。本手引は、新受検資格専用です。

<注意>

(旧受検資格の申請利用について)

令和10年度までの経過措置として、旧受検資格による第二次検定の受検申請が可能です。

令和11年度以降は、旧受検資格は廃止となります。

但し、令和6年度から令和10年度までに「第二次検定のみ」の再受検対象者となっている者(※)
は、令和11年度以降「第二次検定のみ」の再受検申請を行うことができます。

(※) 第二次検定の受検票交付実績がある者

国土交通大臣指定試験機関
一般財団法人 建設業振興基金 試験研修本部

目 次

令和8年度 建築及び電気工事施工管理技術検定実施日程についてP1
1. 新受検資格の受検申請方法P2
2. 「第一次検定のみ」申請受検資格(建築施工管理、電気工事施工管理共通)P2
3. 「第二次検定」新受検資格P2
(1)1級建築施工管理第二次検定受検資格P2
(2)1級電気工事施工管理第二次検定受検資格P3
4. 新受検資格のインターネット申請の概要P4
(1)実務経験ファイル作成ツールP4
(2)実務経験の入力・保存P4
(3)マイページ申請時に必要な入力項目と添付書類(申込期間のみ申請可能)P4
5. 対象となる実務経験P5
(1)建築施工管理における「実務経験」の対象となる工事P5
(2)電気工事施工管理における「実務経験」の対象となる工事P5
(3)「実務経験」として認められない業務・作業の例P5
6. 実務経験の内容P7
(1)施工管理P7
(2)施工監督P7
(3)設計監理P7
(4)特定実務経験とはP7
(5)監理技術者補佐実務経験とはP8
(6)実務経験として、申請できる条件P8
(7)実務経験期間の算出における注意事項P9

目 次

II. 1級建築・電気工事施工管理技術検定 受検の流れ	P11
1. 第一次検定受検票送付日	P11
2. 第一次検定の日時・試験地・試験の内容	P11
3. 第一次検定の合格発表	P13
4. 第二次検定の受検手数料	P13
5. 第二次検定受検票送付	P14
6. 第二次検定の日時・試験地・試験の内容	P14
7. 第二次検定の合格発表	P15
8. 受検にあたっての注意事項	P16
 試験区分に関する注意	P17
不正行為に対する受検禁止の措置	P18
検定問題等の公表	P18
技術検定における個人成績の通知について	P18
住所・氏名・受検地の変更(訂正)手続き	P18
身体障がい者等を対象とした受検に際しての特別措置について	P19
自然災害等による不可抗力が発生した場合の対応方針について	P19
 <技術検定のよくある質問>	P21～P23
Q 受検資格はどのように判断すればいいのですか？	
Q 住民票コードは、必要ですか？	
Q 提出する顔写真は、どのようなものですか？	
Q 婚姻などによって姓が変更となりましたが、どのような時に戸籍抄本の提出が必要ですか？	
Q 申請後、書類送付先住所が変わりました。どうすればいいですか？	
Q 受検申請の入力に際して、誤った内容が後から確認された場合、訂正方法はどうすればいいですか？	
Q 海外における建設工事の実務経験の取り扱いは、どうすればいいですか？	
Q 試験会場を知りたいのですが？	
Q 検定問題の公表期間はいつですか？	
Q 検定問題の内容について問い合わせできますか？	
Q その他の問い合わせはどうすればいいですか？	
 【参考】工事の種類・工事内容一覧表	P24～P27

令和8年度 建築及び電気工事施工管理技術検定実施日程について

1級建築 及び 電気工事 施工管理技術検定日程

	書面申請 旧受検資格 新規 一次二次・二次のみ 再受検 一次二次・二次のみ	インターネット申請 新受検資格 新規 一次二次・二次のみ 再受検 一次二次・二次のみ 第一検定のみ
		実務経験作成ツールダウンロード(1月中旬開始)
令和8年1月30日(金)	第一次検定・第二次検定申請書販売開始	
2月13日(金)	第一次検定・第二次検定申請受付開始	第一次検定・第二次検定申請受付開始
2月27日(金)	第一次検定・第二次検定申請受付締切	第一次検定・第二次検定申請受付締切
4月 7日(火)		第一次検定のみ申請受付締切
6月22日(月)	電気工事 第一次検定受検票送付	
6月29日(月)	建 築 第一次検定受検票送付	
7月12日(日)	電気工事 第一次検定 試験実施	
7月19日(日)	建 築 第一次検定 試験実施	
8月25日(火)	第一次検定合格発表 当年度第一次検定合格者の第二次検定受検手数料払込受付開始	
9月 8日(火)		当年度第一次検定合格者の第二次検定受検手数料払込受付締切
9月28日(月)	第二次検定受検票送付	
10月18日(日)	建築・電気工事 第二次検定 試験実施	
令和 9年1月8日(金)	建築・電気工事 第二次検定合格発表	

試験地(10 地区) 札幌・仙台・東京・新潟・名古屋・大阪・広島・高松・福岡・沖縄

(注1)書面申請は、一次二次、二次のみの旧受検資格の「新規申請」、「再受検申請」ができます。(願書購入が必要です。)

インターネット申請は、一次二次、二次のみの新受検資格の「新規申請」、「再受検申請」及び「第一次検定のみ申請」ができます。(願書購入は不要です。)

(注2)「第一次検定のみ」を申請し合格した場合は、当年度の第二次検定は受検できません。また、「第一次・第二次検定」の再受験申請ができる方が「第一次検定のみ」を申請し合格した場合も当年度の第二次検定は受検できません。

(注3)第二次検定のみ受検(1 級施工管理技士補・1 級建築士有資格者等)の申請期間は、上記の第一次検定・第二次検定申請期間と同一日程です。

この検定は、第一次検定と第二次検定に分かれて実施されます。

第一次検定に合格すると「1級施工管理技士補」、第二次検定に合格すると「1級施工管理技士」の国家資格を取得することができます。

新旧の受検資格で実務経験の考え方自体が異なります。旧受検資格で受検申請する場合は必ず旧受検資格用の受検の手引を確認してください。

1. 新受検資格の受検申請方法

令和8年度から、新受検資格を用いて第二次検定の受検申請する場合は、すべてインターネット申請をしなければなりません。（書面申請（郵送）による新受検資格の受検申請は廃止されました。）

2. 「第一次検定のみ」申請受検資格（建築施工管理、電気工事施工管理共通）

第一次検定受検資格は、年齢のみです。（新旧受検資格は関係ありません。）

1級：試験実施年度に満19歳以上となる者（生年月日が平成20年4月1日以前の者が対象）

3. 「第二次検定」新受検資格（一部試験は「第一次検定・第二次検定」同時の受検資格あり）

新受検資格により、「第一次・第二次検定」及び「第二次検定」を受検するためには、以下いずれかの要件を満たす必要があります（第一次・第二次同時に受検申請をした場合、第一次検定に不合格となると、同一年度の第二次検定は受検できません）

（1）1級建築施工管理第二次検定受検資格

区分	保有資格別に必要な実務経験年数	試験区分
【区分1】 1級建築施工管理技術検定第一次検定合格者		
1-1	1級建築第一次検定合格後、実務経験5年以上	二次のみ
1-2	1級建築第一次検定合格後、特定実務経験（※1）1年以上を含む実務経験3年以上	二次のみ
1-3	1級建築第一次検定合格後、監理技術者補佐（※2）としての実務経験1年以上	二次のみ
【区分2】 1級第一次検定および2級第二次検定合格者（※3）		
2-1	2級建築第二次検定合格後、実務経験5年以上	二次のみ
2-2	「2級建築施工管理技術検定第二次検定」合格後、特定実務経験（※1）1年以上を含む実務経験3年以上	二次のみ
【区分3】 2級建築施工管理技術検定第二次検定合格者で、かつ、1級建築施工管理技術検定第一次検定受検予定者		
3-1	「2級建築施工管理技術検定第二次検定」合格後実務経験5年以上	一次・二次
3-2	「2級建築施工管理技術検定第二次検定」合格後、特定実務経験（※1）1年以上を含む実務経験3年以上	一次・二次
【区分4】 一級建築士試験合格者		
4-1	「一級建築士試験」合格後、実務経験5年以上	二次のみ
4-2	「一級建築士試験」合格後、特定実務経験（※1）1年以上を含む実務経験3年以上	二次のみ

※1 建設業法の適用を受ける請負金額4,500万円（建築一式工事については7,000万円）以上の建設工事であって、監理技術者・主任技術者（いずれも実務経験対象となる建設工事の種類に対応した監理技術者資格者証を有する者に限る）の指導の下、または自ら監理技術者若しくは主任技術者として行った施工管理の実務経験を指します。

※2 1級建築施工管理技士補の資格を有し、かつ当該工事における主任技術者要件を充足する者が、監理技術者の専任が必要となる工事において、監理技術者の職務を専任として補佐した経験をいいます。単なる監理技術者の補助経験は対象になりません。

※3 旧2級施工管理技術検定実地試験合格者を含み、種別（建築・躯体・仕上げ）を問いません。

(2)1級電気工事施工管理第二次検定受検資格

区分	保有資格別に必要な実務経験年数	試験区分
【区分1】1級電気工事施工管理技術検定第一次検定合格者		
1-1	1級電気工事第一次検定合格後、実務経験5年以上	二次のみ
1-2	1級電気工事第一次検定合格後、特定実務経験(※1)1年以上を含む実務経験3年以上	二次のみ
1-3	1級電気工事第一次検定合格後、監理技術者補佐(※2)としての実務経験1年以上	二次のみ
【区分2】2級電気工事施工管理技術検定第二次検定合格者で、かつ、1級電気工事施工管理技術検定第一次検定合格者		
2-1	2級電気工事第二次検定合格後、実務経験5年以上	二次のみ
2-2	「2級電気工事施工管理技術検定第二次検定」合格後、特定実務経験(※1)1年以上を含む実務経験3年以上	二次のみ
【区分3】2級電気工事施工管理技術検定第二次検定合格者で、かつ、1級電気工事施工管理技術検定第一次検定受検予定者		
3-1	「2級電気工事施工管理技術検定第二次検定」合格後実務経験5年以上	一次・二次
3-2	「2級電気工事施工管理技術検定第二次検定」合格後、特定実務経験(※1)1年以上を含む実務経験3年以上	一次・二次
【区分4】第一種電気工事士試験合格者で、かつ、1級電気工事施工管理技術検定第一次検定合格者		
4-1	「第一種電気工事士試験」合格後、実務経験5年以上	二次のみ
4-2	「第一種電気工事士試験」合格後、特定実務経験(※1)1年以上を含む実務経験3年以上	二次のみ
【区分5】第一種電気工事士試験合格者で、かつ、1級電気工事施工管理技術検定第一次検定受検予定者		
5-1	「第一種電気工事士試験」合格後、実務経験5年以上	一次・二次
5-2	「第一種電気工事士試験」合格後、特定実務経験(※1)1年以上を含む実務経験3年以上	一次・二次

※1 建設業法の適用を受ける請負金額4,500万円（建築一式工事については7,000万円）以上の建設工事であって、監理技術者・主任技術者（いずれも実務経験対象となる建設工事の種類に対応した監理技術者資格者証を有する者に限る）の指導の下、または自ら監理技術者若しくは主任技術者として行った施工管理の実務経験を指します。

※2 1級電気工事施工管理技士補の資格を有し、かつ当該工事における主任技術者要件を充足する者が、監理技術者の専任が必要となる工事において、監理技術者の職務を専任として補佐した経験をいいます。単なる監理技術者の補助経験は対象になりません。

4. 新受検資格のインターネット申請の概要

新受検資格に基づき、1級技士補等の必要資格とその合格後の経験年数を確認し、受検資格があることを確認してください。

(1) 実務経験ファイル作成ツール

実務経験ファイル作成ツールは、「建築及び電気工事施工管理技術検定」の申請に必要な受検者の実務経験ファイルを作成する事ができます。

ログイン前手続き（認証）を経て、実務経験ファイル作成ツールのアカウントを作成します。

(2) 実務経験の入力・保存

実務経験の申請をするにあたり、「新受検資格実務経験下書きリスト」に受検者自身の実務経験をまとめてください。

まず、証明者情報（証明者会社、証明者役職氏名、証明者会社所在地、建設業許可番号、連絡先電話番号等）を入力してください。

次に、工事契約書等に基づき必要事項を記入した「**新受検資格実務経験証明書下書きリスト**」を用意し、「**新規作成**」を押下し、任意の「**ファイル名**」(○○○.file)を入力してから、**実務経験の入力をはじめてください。**

受検資格上の1級技士補等の必要資格と合格後の必要な実務経験年数(P2・P3 参照)が認められることを確認してから保存、終了を行ってください。

(3) マイページ申請時に必要な入力項目と添付書類(申込期間のみ申請可能)

マイページ申請は、ログイン前手続き（認証）を経て、アカウントを作成した後、必要事項の入力や添付ファイルのアップロードを行います（実務経験ファイルとは別アカウントになります）。

まず、新受検資格上の資格情報（資格名、合格年月日、受検番号または合格番号等）を入力します。

次に、(1)で作成した自身の「実務経験ファイル」をアップロードし、受検資格に必要な実務経験の年数を満たしているかどうか判定されます。

以下に示す添付ファイル等をアップロードしてください。（添付ファイルは、顔写真が **jpeg** 形式、その他の添付ファイルは **pdf** または **jpeg** 形式のものをアップロードしてください。）

申請に必要な添付書類等<添付書類は、申請前に用意してからはじめてください。>

・**顔写真データ**（鮮明なもの）<必須> (P21_Q&A を参照してください)

・**住民票コード**: 住民票コード(11桁)が不明の場合は市役所等の住民票交付窓口で確認してください。<必須>

・**受検手数料の支払**: (クレジットカード払いまたは、コンビニ払い) <必須>

1級建築施工管理第一次検定 12,300円(消費税非課税)

1級電気工事施工管理第一次検定 15,800円(消費税非課税)

（詳細は、P13 参照）

・**一級建築施工管理技士補**: 合格証明書または受検番号及び年度

・**二級建築施工管理技士**: 合格証明書または受検番号及び年度

・**一級建築士**: 合格通知または登録免許証

・**一級電気工事施工管理技士補**: 合格証明書または受検番号及び年度

・**二級電気工事施工管理技士**: 合格証明書または受検番号及び年度

・**第一種電気工事士**: (試験結果通知書、合格証書、免状のいずれか)

] いずれか<必須>

] いずれか<必須>

・建設業の許可を受けずに建設業を営む者が複数工事をまとめて記載する場合 《該当者のみ》

:専ら建設業を営むことの証明(当該期間中の確定申告書、契約台帳等の写し)

・監理技術者補佐としての実務経験の場合: (施工体制台帳の写し) 《該当者のみ》(P8 参照)。監理技術者補佐欄に受検申請者本人の氏名が記載されているものに限る

・派遣社員の方で、派遣元からの証明により実務経験証明書を作成する場合: (派遣契約書等の写し(a)受検者(派遣者)氏名、(b)派遣期間、(c)派遣元、(d)労働者派遣事業の許可番号、(e)派遣先が確認できるもの。(a)～(e)のうち追加証明書類だけでは読み取れないものがあれば、別途疎明できる書類も必要) 《該当者のみ》

・実務経験証明者の証明ができない場合の代替措置

当該証明者の所在が不明又は証明することを拒否し、証明が受けられない場合は、証明書の代替として以下の書類が必要です。①～⑤までの資料が全て揃わない場合には実務経験の証明として認められません。《該当者のみ》

①証明を受けられないことの理由書(本来の証明者の現況等の説明を含む)

②受検申請者自らを証明者として記載した実務経験証明書(複数工事をまとめて記載することはできません)

③本来の証明者に関する資料(建設業を営んでいたこと等の証明)

(建設業許可番号が分かる資料 または 閉鎖登記簿)

④受検申請者と本来の証明者との関係を示す資料

(雇用契約書 または 労働条件明示書)

⑤②の内容を十分に推定できる資料 (出張命令書 または 経費精算書)

・国外の実務経験を申請する場合: 実務経験として認められるのは、建設業法に基づき建設業の許可を受けた者が請け負う国外での建築工事です。これ以外の国外の実務経験は、国土交通省へ必要書類を添えて大臣認定の申請を行っていただき、認定書を受けることが必要となります。《該当者のみ》

国外の実務経験に関する認定の審査には、6ヶ月程度の期間を要します。受検申請に間に合うよう、事前に国土交通省へ認定申請を行ってください。(受検申請書類に同封・添付することはできません)

手続きの詳細は、国土交通省 WEB サイトにてご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000055.html

大臣認定等問合せ先:国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 技術検定係 TEL:03-5253-8111(内線 24-744)

・その他 記載内容に疑義が生じた場合: 申請後、必要に応じて追加書類の提出を請求する場合があります。:(工事契約図書の写し、施工体制台帳の写し等) 《該当者のみ》

5. 対象となる実務経験

(1) 建築施工管理における「実務経験」の対象となる工事は、建設業法に定められた建設工事の種類（以下工事種別という）のうち、以下左枠に記載がある工事種別です。

対象となる建設工事の種類（建築施工管理）

対象となる工事種別（17工事種別）	対象とならない工事種別（12工事種別）
建築一式工事	土木一式工事
大工工事	電気工事
左官工事	管工事
とび・土工・コンクリート工事	舗装工事
石工事	しゅんせつ工事
屋根工事	機械器具設置工事
タイル・れんが・ブロック工事	電気通信工事
鋼構造物工事	造園工事
鉄筋工事	さく井工事
板金工事	水道施設工事
ガラス工事	消防施設工事
塗装工事	清掃施設工事
防水工事	
内装仕上工事	
熱絶縁工事	
建具工事	
解体工事	

(2) 電気工事施工管理における「実務経験」の対象となる工事は、建設業法に定められた建設工事の種類（以下工事種別という）のうち、以下左枠に記載がある工事種別です。

対象となる建設工事の種類（電気工事施工管理）

対象となる工事種別（1工事種別）	対象とならない工事種別（28工事種別）
電気工事	土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事

（3）「実務経験」として認められない業務・作業の例

- 工事着工以前における設計者としての基本設計、実施設計のみの業務
- 設計、積算、保守、点検、維持、メンテナンス、事務、営業などの業務
- 据付調整を含まない工場製作のみの工事、製造及び修理

- ・測量地盤調査業務
- ・工事における雑役務のみの業務、単純な労働作業など
- ・官公庁における行政及び行政指導、研究所、教育機関、訓練所等における研究、教育または指導等の業務 ・ アルバイトによる作業員としての経験
- ・入社後の研修期間
- ・人材派遣による建設業務（土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊もしくは解体の作業またはこれらの準備の作業に直接従事した業務は、労働者派遣事業の適用除外の業務のため不可。ただし、建築・電気工事の施工管理業務は除く）

実務経験の工事種別が不明な場合は、ご自身の実務経験の工事内容が、どの工事種別に該当するかを所属先に確認してください。

所属先が下請けに出した専門工事(一式工事以外の建設工事)については、所属先が当該工事の種類について建設業許可を有し、当該部門の担当者として施工管理に関わった場合、その建設工事の種類を実務経験として申請することができます。

例として、所属先が建築一式工事で受注した工事のうち、下請けに出した**電気工事**の担当者として施工管理に関わった場合、その期間を「**電気工事**」の実務経験として申請することができます。なお、その場合当該期間を「建築一式工事」として申請することはできません。

6. 実務経験の内容

施工管理技術検定における「実務経験」とは、建設工事の実施に当たり、その施工計画の作成及び当該工事の工程管理、品質管理、安全管理など、工事の施工の管理に直接的に関わる技術上の職務経験（業務として行われたものに限ります。）であり、具体的には次の（1）～（3）のいずれかです。（補助者としての経験を含む。）

- (1)施工管理**：工事請負者の従業員（請負者自身が工事に従事する場合、派遣・出向等により一時的に請負者に所属する場合を含む）として、請負工事の施工を管理した経験
- (2)施工監督**：工事発注者の従業員として、発注工事の施工を指導・監督した経験（現場監督技術者等）
- (3)設計監理**：工事監理業務等受託者の従業員として、対象工事の工事監理を行った経験（設計及び監理業務の一括受注の場合、工事監理業務期間のみ）

※自社の事業目的のための建設工事に従事した場合については、内容により取り扱いが異なりますので個別にお問い合わせください。

（4）特定実務経験とは

建設業法の適用を受ける請負金額4,500万円（建築一式工事については、7,000万円）以上の工事において、監理技術者または主任技術者（いずれも請け負った建設工事の種類に係る監理技術者資格者証を有する者）の指導の下での建築施工管理または電気工事施工管理の実務経験、または、自ら監理技術者若しくは主任技術者として行った建築施工管理または電気工事施工管理の実務経験をいいます。

以下の場合は、特定実務経験とは認められません。

- ・監理技術者もしくは主任技術者の指導の下で行った施工管理の実務経験の場合において、監理技術者等と同じ企業に所属しない場合（但し、派遣・出向等の場合は、派遣先企業に所属するものと見なす。）
- ・工事発注者または工事監理業務等受託者の従業員としての経験の場合
- ・専門技術者を設置（当該工事の監理技術者等が専門技術者を兼ねる場合を含む）して行う建設工事において当該専門工事を担当した場合
- ・建設業法の適用を受けない国外の工事や請負によらない工事の場合

(5) 監理技術者補佐実務経験とは

監理技術者の専任が必要となる工事において、1級建築施工管理技士補または1級電気工事施工管理技士補の資格を有し、かつ当該工事における主任技術者要件を充足する者が、監理技術者の職務を専任として補佐した経験を言います。単なる監理技術者の補助等は認められません。施工体制台帳で氏名が確認できない場合は受検できません。

監理技術者の配置が必要となる下請契約総額の下限額

	建築一式工事	それ以外の工事
H28.5.31 以前	4,500 万円	3,000 万円
H28.6.1～R4.12.31	6,000 万円	4,000 万円
R5.1.1～R7.1.31	7,000 万円	4,500 万円
R7.2.1 以降	8,000 万円	5,000 万円

主任技術者または監理技術者を専任で配置することが必要となる請負代金の下限額

	建築一式工事	それ以外の工事
H28.5.31 以前	5,000 万円	2,500 万円
H28.6.1～R4.12.31	7,000 万円	3,500 万円
R5.1.1～R7.1.31	8,000 万円	4,000 万円
R7.2.1 以降	9,000 万円	4,500 万円

(6) 実務経験として、申請できる条件

下表で必須としている項目について、無記入、整合が取れないものがある場合、実務経験として認められません。

	監理技術者資格者 証交付番号 (※ 1)	監理／主任技術者 氏名 (※ 1)	建設業許可番号 (※ 4)	請負金額 (※ 5)	勤務先名称等 (※ 6)
監理技術者補佐	必須	必須	必須	必須	必須
特定実務経験	必須 (※ 2)	必須	必須	必須	必須
一般実務経験					
許可あり		必須 (※ 3)	必須	必須	必須
許可なし	—	—	—	必須	必須
工事監理者・ 発注者の場合	—	—	—	—	必須

※ 1　自社の監理技術者／主任技術者の資格者証番号・氏名を記載してください。ただし、建設業法第 26 条の 3 項（監理技術者・主任技術者の職務）に該当し、自社の主任技術者配置がない場合の実務経験に限り、注文者（元請）の監理技術者／主任技術者氏名を記載することができます。

※ 2　自身が主任技術者である場合は記入不要です。

- ※3 建設業許可を持つ事業者は、軽微な工事であっても必ず主任技術者を配置する必要があります。
- ※4 自社の許可番号を記入してください。
- ※5 自社の請負金額を記載してください。複数現場をまとめる場合は代表となる現場1つの金額を記入してください。
- ※6 個人事業主で屋号が存在しない場合は、勤務先名称には代表者の氏名を記載し、個人事業主・小規模法人等で部署が存在しない場合は、部署欄にはなしと記載し工事請負者名には元請事業者名を記入してください。

(7) 実務経験期間の算出における注意事項

- ・実務経験年数に算入できるのは、1級の申請においては、原則として申請記入日の属する月までです。見込みとして申請する場合は、第二次検定の試験日前日までです。
(※なお、見込として申請していた実務経験が結果的に積めなかつたため受検資格を有しないこととなつた場合は、第二次検定の試験前日までに受検申請を取消申請する必要があります。)
- ・複数の検定種目に対応する建設工事の実務経験は、他の検定種目の実務経験として申請できます。また、他の種目の受検(令和5年度以前の受検を含む)において、すでに申請した実務経験であつても、この手引に記載された条件を満たす場合は、当該検定における実務経験として申請できます。
- ・過去の申請内容と両立しない内容を記載した場合、そのいずれか、または双方が虚偽記載となり行政処分を受ける可能性があります。(合格取り消し、受検停止等の措置を含む。)

(受検者の方へ)

実務経験証明書の作成に当たり、本受検の手引を十分にご理解いただいたうえで、申請してください。

(実務経験証明者の方へ)

実務経験証明書の内容確認に当たっては、受検者の実務経験に重複や誤りがないか、正確に確認をしてください。

【特に注意が必要なケース】

- ① 同じ検定種目にかかる複数の工事を担当していて期間重複がある場合
以下の例のように、複数の工事を担当していて期間に重複がある場合、重複部分を二重に計上して、建築の実務経験を14カ月とする事はできません。実務経験は12カ月となります。

1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

○○ビル新築工事(建築一式工事)

△△マンション新築工事(建築一式工事)

重複

② 異なる検定種目にかかる複数の工事を担当していて期間重複がある場合

1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

▲▲ビル新築工事(建築一式工事)

□□トンネル照明設備工事(電気工事)



この例のように、異なる検定種目にかかる複数の工事を担当していて期間に重複がある場合、重複部分を二重に計上して、建築の実務経験：10ヶ月、電気工事の実務経験：5ヶ月とすることはできません。重複部分における実務経験の計算は、実際の工事の従事割合（例えば日数等）に応じて按分してください。

(例) 上の例で重複部分の従事割合を建築2：電気工事1であると算定できるときは、

〈 建築の実務経験：9ヶ月／電気工事の実務経験：3ヶ月 〉

となります。

II. 1級建築・電気工事施工管理技術検定 受検の流れ

※P2~3 3.「第二次検定」新受検資格のうち、(1)「区分3」及び(2)「区分3・区分5」に該当する受検者は一次・二次対象者のため、以下の1.第一次検定受検票送付から確認してください。

その他の区分の受検者は第二次検定のみの受検となりますので、5.第二次検定受検票送付から確認してください。

1. 第一次検定受検票送付日

(1) 1級電気工事施工管理第一次検定受検票は、**令和8年6月22日(月)**に発送します。

(2) 1級建築施工管理第一次検定受検票は、**令和8年6月29日(月)**に発送します。

注 1 上記(1) 1級電気工事受検票については、6月29日(月)までに受検票が届かない場合は、7月3日(金)までに本財団あて連絡してください。

上記(2) 1級建築受検票については、7月6日(月)までに受検票が届かない場合は、7月10日(金)までに本財団あて連絡してください。

試験終了後に問い合わせいただいても、受検は欠席扱いとなりますので注意してください。

注 2 受検票を受け取ったら、試験日時、試験会場及び受検番号を必ず確認し、大切に保管してください。紛失した場合は、事前に本財団までご連絡ください。再発行してお送りします。

注 3 受検票は、試験終了後も大切に保管してください。

注 4 受検地の変更を希望する場合は下記WEBサイトを参照して手続きをしてください。

<https://www.fcip-shiken.jp/download/procedure.html>

受検地変更届は試験日の14日前(必着)までに提出してください。なお、受検地変更の受け入れには定員があります。受入定員に達した場合には、変更をお受けできませんので、ご了承ください。

※1級の受検地変更は、第一次検定、第二次検定のそれぞれで必要です。第二次検定は、第一次検定合格確認後、改めて申請をしてください。

注 5 受検票の発送日は、事情により前後することがあります。

2. 第一次検定の日時・試験地・試験の内容

(1) 試験日 **1級電気工事第一次検定 令和8年7月12日(日)**

1級建築第一次検定 令和8年7月19日(日)

(2) 試験の時間割

午前 の 部	入室時刻 9:45まで
	検定問題配付説明 10:00~10:15
	午前の試験時間 10:15~12:45
午後 の 部	昼休み 12:45~13:45
	入室時刻 13:45まで
	検定問題配付説明 14:00~14:15
	午後の試験時間 14:15~16:15

注 1 受検票等忘失者は会場受付にて再発行手続きを行ってください。(受付開始 9:15~)

注 2 入室時刻までに自分の座席に着席してください。

注 3 午前の試験だけ、あるいは午後の試験だけを受験することはできません。午前の試験のみ受験しても欠席扱いとなります。

注 4 大規模災害等により試験を中止、または試験時間の繰り下げ等を行う場合があります。(情報は逐次WEBサイトにてお知らせします。)

(3)試験地

札幌・仙台・東京・新潟・名古屋・大阪・広島・高松・福岡・沖縄

○試験会場確保の都合上、やむを得ず近郊の府県等で実施する場合がありますのでご了承ください。

○試験会場は、受検票にてお知らせいたします。事前に照会いただいても回答できません。

○同一試験地内の試験会場変更依頼については一切対応いたしません。

(4)試験の内容

○1級建築施工管理第一次検定

建設業法施行令において「建築施工管理技術検定」の対象となる技術は、「建築一式工事の実施にあたり、その施工計画及び施工図の作成並びに当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を適確に行うために必要な技術」です。併せて、検定問題の作題にあたっては、施工技術検定規則で検定科目及び検定基準が定められており、この基準に合致した、近年の社会状況、技術動向等を順次反映した検定問題となっています。

・解答は、マークシート方式です。

・施工技術検定規則に定める検定科目及び検定基準、これに対応する解答形式は次のとおりです。なお、法令等は令和8年1月1日に有効なものとします。

検定区分	検定科目	検定基準	知識・能力の別	解答形式
建築 施工管理 第一次検定	建築学等	1 建築一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な建築学、土木工学、電気工学、電気通信工学及び機械工学に関する一般的な知識を有すること。 2 建築一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な設計図書に関する一般的な知識を有すること。	知識	四肢択一
	施工管理法	1 監理技術者補佐として、建築一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する知識を有すること。 2 監理技術者補佐として、建築一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な応用能力を有すること。	知識	四肢択一
	法規	建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な法令に関する一般的な知識を有すること。	能力	五肢択一
			知識	四肢択一

※検定問題の文中に使用される漢字には、ふりがなが付記されます。

○1級電気工事施工管理第一次検定

建設業法施行令において「電気工事施工管理技術検定」の対象となる技術は、「電気工事の実施にあたり、その施工計画及び施工図の作成並びに当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を適確に行うために必要な技術」です。併せて、検定問題の作題にあたっては、施工技術検定規則で検定科目及び検定基準が定められており、この基準に合致した、近年の社会状況、技術動向等を順次反映した検定問題となっています。

・解答は、マークシート方式です。

・施工技術検定規則に定める検定科目及び検定基準、これに対応する解答形式は次のとおりです。なお、法令等は令和8年1月1日に有効なものとします。

検定区分	検定科目	検定基準	知識・能力の別	解答形式
電気工事 施工管理 第一次検定	電気工学等	1 電気工事の施工の管理を適確に行うために必要な電気工学、電気通信工学、土木工学、機械工学及び建築学に関する一般的な知識を有すること。 2 電気工事の施工の管理を適確に行うために必要な発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等に関する一般的な知識を有すること。 3 電気工事の施工の管理を適確に行うために必要な設計図書に関する一般的な知識を有すること。	知識	四肢択一
	施工管理法	1 監理技術者補佐として、電気工事の施工の管理を適確に行うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理办法に関する知識を有すること。 2 監理技術者補佐として、電気工事の施工の管理を適確に行うために必要な応用能力を有すること。	知識	四肢択一
	法規	建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な法令に関する一般的な知識を有すること。	能力	五肢択一

※検定問題の文中に使用される漢字には、ふりがなが付記されます。

3. 第一次検定の合格発表（建築施工管理・電気工事施工管理共通）

合格発表日 令和8年8月25日(火)

合格発表日に、本財団から本人宛に合否の通知を発送します（欠席者へは通知しません）。本財団WEBサイトでは、合格発表日の午前9時から2週間、合格者の受検番号を掲載します。全地区の合格者の受検番号を閲覧することもできます。

注 1 9月1日（火）を過ぎても合否通知が届かない場合は、受検者ご本人から速やかに本財団に連絡してください。

注 2 第一次・第二次同時に受検申請をした方のうち第一次検定に合格した方は、9月8日(火)までに第二次検定の受検手数料支払いを行うことで、同年度の第二次検定を受検することができます。詳細は第一次検定合格通知書をご確認ください。

注 3 試験結果・合否内容等に関するお問い合わせには、一切応じられません。

○合格証明書の交付申請について（建築施工管理・電気工事施工管理共通）

令和3年度以降の第一次検定合格者は、国土交通省へ交付申請を行うことによって、国土交通大臣より『1級技術検定（第一次検定）合格証明書』（技士補の証明書）が交付されます。交付申請の詳細については、第一次検定合格通知書にてご確認ください。

4. 第二次検定の受検手数料

1級建築施工管理第一次検定 12,300円(消費税非課税)

1級電気工事施工管理第一次検定 15,800円(消費税非課税)

第一次検定・第二次検定を同時に受検申請する場合、当初のお支払いは第一次検定の受検手数料に充当します。第二次検定の受検手数料は、第一次検定合格後にあらためてお支払いいただきます。（「第一次・第二次同時申請者」の第二次検定の申込手続きは受検手数料の支払いだけで

す。)

- 支払い期間は、第一次検定合格発表日から2週間です。

- 支払い方法は、次の2つから選択してください。

(1) 第一次検定合格通知書とともに送付される「コンビニ払込用紙」を使用して払込み

(2) 本財団WEBサイトより「クレジットカード」にて決済

5. 第二次検定受検票送付（建築施工管理・電気工事施工管理共通）

第二次検定受検票は、令和8年9月28日（月）に本財団から発送いたします。

注1 10月5日（月）を過ぎても届かない場合は、10月9日（金）までに本財団にご連絡ください。試験終了後に問い合わせても、受検は欠席扱いとなりますのでご注意ください。

注2 受検票を受け取ったら、試験日時、試験会場及び受検番号を必ず確認し、大切に保管してください。紛失した場合は、事前に本財団までご連絡ください。再発行してお送りします。

注3 受検票は、試験終了後も大切に保管してください。

注4 受検地の変更を希望する場合は、<https://www.fcip-shiken.jp/pdf/henkoutetuduki.pdf>を参照してください。

注5 受検票の発送日は、事情により前後することがあります。

6. 第二次検定の日時・試験地・試験の内容（建築施工管理・電気工事施工管理共通）

(1) 試験日 令和8年10月18日(日)

(2) 試験の時間割

第二次検定	入室時刻 12:30まで
	検定問題配付説明 12:45～13:00
	試験時間 13:00～16:00

注1 受検票等忘失者は会場受付にて再発行手続きを行ってください。（受付開始12:00～）

注2 入室時刻までに自分の座席に着席してください。

注3 大規模災害等により試験を中止、または試験時間の繰り下げ等を行う場合があります。（情報は逐次WEBサイトにてお知らせします。）

(3) 試験地 札幌・仙台・東京・新潟・名古屋・大阪・広島・高松・福岡・沖縄

○第一次検定・第二次検定ともに、申請時に指定した試験地で受検することになります。

（試験会場は第一次検定と同じとは限りません。第二次検定受検票で確認してください。）

○※1級の受検地変更は、第一次検定、第二次検定のそれぞれで必要です。第二次検定は、第一次検定合格確認後、改めて「受検地変更届」を試験日の14日前（必着）までに申請してください。<https://www.fcip-shiken.jp/pdf/henkoutetuduki.pdf>

○試験会場確保の都合上、やむを得ず近郊の府県等で実施する場合がありますのでご了承ください。

○試験会場は、受検票にてお知らせいたします。事前に照会いただいても回答できません。

○同一試験地内の試験会場変更依頼については一切対応いたしません。

(4)試験の内容

○1 級建築施工管理第二次検定

- 第二次検定は、施工管理法について筆記試験を行います。
- 解答は、記述方式及びマークシート方式です。
- 施工技術検定規則に定める検定科目及び検定基準、これに対応する解答形式は次のとおりです。なお、法令等は令和8年1月1日に有効なものとします。

検定区分	検定科目	検定基準	知識・能力の別	解答形式
建築施工 管理 第二次検定	施工管理法	1 監理技術者として、建築一式工事の施工管理を適確に行うために必要な知識を有すること。 2 監理技術者として、建築材料の強度等を正確に把握し、及び工事の目的物に所要の強度、外観等を得るために必要な措置を適切に行うことができる応用能力を有すること。 3 監理技術者として、設計図書に基づいて、工事現場における施工計画を適切に作成し、及び施工図を適正に作成することができる応用能力を有すること。	知識	五肢択一 (マークシート方式)
			能力	記述式

※検定問題の文中に使用される漢字には、ふりがなが付記されます。

○1 級電気工事施工管理第二次検定

- 第二次検定は、施工管理法について筆記試験を行います。
- 解答は、記述方式及びマークシート方式です。
- 施工技術検定規則に定める検定科目及び検定基準、これに対応する解答形式は、次のとおりです。なお、法令等は令和8年1月1日に有効なものとします。

検定区分	検定科目	検定基準	知識・能力の別	解答形式
電気工事 施工管理 第二次検定	施工管理法	1 監理技術者として、電気工事の施工管理を適確に行うために必要な知識を有すること。 2 監理技術者として、設計図書で要求される発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等（以下、「電気設備」という。）の性能を確保するために設計図書を正確に理解し、電気設備の施工図を適正に作成し、及び必要な機材の選定、配置等を適切に行うことができる応用能力を有すること。	知識	五肢択一 (マークシート方式)
			能力	記述式

※検定問題の文中に使用される漢字には、ふりがなが付記されます。

7. 第二次検定の合格発表（建築施工管理・電気工事施工管理共通）

合格発表日 令和9年1月8日(金)

合格発表日に、本財団から本人宛に合否の通知を発送します（欠席者へは通知しません）。本財団WEBサイトでは、合格発表日の午前9時から2週間、合格者の受検番号を掲載します。全地区の合格者の受検番号を閲覧することもできます。

注 1 1月 15 日(金)を過ぎても合否通知が届かない場合は、速やかに本財団にご連絡ください。

注 2 第二次検定の正答内容について、一部業者（ゼミ屋等）が模範解答を配布、採点結果と称して、得点結果を通知している場合がありますが、これらは本財団とは全く関係ありません。

注 3 試験結果・合否内容等に関するお問い合わせには、一切応じられません。

合格証明書の交付申請について第二次検定合格者は、国土交通省へ交付申請を行うことによって、国土交通大臣より『1級技術検定（第二次検定）合格証明書』（技士の証明書）が交付されます。交付申請の詳細については、第二次検定合格通知書にてご確認ください。

8. 受検にあたっての注意事項（建築施工管理・電気工事施工管理共通）

受検に必要なものをよく確認してください。

事前に交通機関、経路、所要時間等確認し、遅刻しないように早めに試験会場にお出かけください。

試験会場及びその付近には駐車・駐輪できません。

(1) 試験当日の持ち物

《必須なもの》

①受検票

②H Bで黒の鉛筆またはシャープペンシル

※マークシート方式の設問では、ボールペン・サインペン・色鉛筆等でマークした場合採点されません。

③消しゴム

《任意なもの》

①時計（机の上に置いてよい時計は、通信・計算・辞書機能のついていない小型のもののみ）

※試験会場によっては、室内に時計が設置されていない場合や設置されている時計が不正確な場合等があります。

②眼鏡等

※補聴器や拡大鏡（眼鏡型ルーペは除く）等を使用する場合には、予め「受検時特別対応申請書」の提出が必要です。

（P19『身体障がい者等を対象とした受検に際しての特別措置について』を参照）

③弁当（会場周辺で昼食を調達できない場合があります）

④敷物（荷物等はすべて椅子の下に置くことになりますので、敷物等の持参をお勧めします）

(2) 試験会場における注意

①試験当日は入室時刻までに来場し、受検票の受検番号によって指定された席につき、受検票を机の上に置いてください。（受検票を忘失した方は、必ず受付で手続きをしてください。手続きの際は、写真の貼付してある身分証明書（運転免許証等）を提示してください。）

②試験中、机の上に置いてよいものは、受検票、筆記具（鉛筆・シャープペンシル・消しゴム）、時計のみです。これ以外のもの（筆箱、飲み物など）は、机の上に置かないでください。

③試験会場内では、試験監督者・係員等の指示に従ってください。

④試験開始後1時間以内及び試験終了前10分間は、退室できません。

⑤試験会場内は、原則として全面禁煙です。

⑥自動車・バイク等での来場はお断りします。（試験会場及びその付近には駐車・駐輪できません。）駐車違反等の呼び出しで試験室を離れた場合は、再入室できません。

⑦問題用紙は、午前・午後のそれぞれの試験終了時まで在席した者に限り持ち帰ることができます。

⑧温度調整が可能な服装でご来場ください。

⑨通常の生活騒音（交通・天候・空調・咳・くしゃみ等）が発生した場合でも原則として特別な措置は行いません。

(3)試験中の禁止行為

①受検申請者以外の者が代わりに試験を受けること。

②試験に関する内容が記載された書籍、印刷物、メモ等を利用できる状態に置くことや、他の人から答えを教わること（これらと紛らわしい行為を行うことを含む）。

③通信、記録、計算、辞書等の機能がついた電子機器等（携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、スマートウォッチ等）を使用すること（これらと紛らわしい行為を行うことを含む）。

④他の受検者の答案をのぞき見ること（これらと紛らわしい行為を行うことを含む）。

⑤他の受検者に答えを教えたり、禁止行為の手助けをすること（これらと紛らわしい行為を行うことを含む）。

⑥他の受検者の解答の妨げになること。

⑦試験場において試験監督者・係員等の指示に従わないこと。

⑧受検票、座席票にメモをとること。

⑨試験中に飲食すること（健康上の理由等で事前に許可を得た場合を除く）。

⑩不正防止の観点から、本財団で認めた物以外を使用すること（耳栓等）。

※上記（3）の行為を行った場合、退室を命じ失格となる場合があります。また、以下のような措置が取られる可能性があります。

・建設業法に基づく最長3年間の受検禁止の処分

・刑法第233条その他の法令違反に関する刑事告訴

試験区分に関する注意

1級建築施工管理技術検定では、第一次検定合格者及び一級建築士試験合格者の区分に該当する方は、第二次検定から受検申請することができます。

1級電気工事施工管理技術検定では、第一次検定合格者は、第二次検定から受検申請することができます。

そのため、受検申請の方法（試験区分）が、**第一次検定のみ**、**第一次・第二次検定**、**第二次検定のみ**の、3つの区分に分かれています。申請後、試験区分の変更はできませんので、以下注意事項をご確認ください。

第一次・第二次検定（同時申請）

・第一次検定の合格基準を満たさなかった受検者は、第二次検定は受検できません。

第一次検定のみ／第二次検定のみ

・既に第二次検定の受検資格を満たしている者であっても、第一次検定のみの受検することは可能です。この場合、**第二次検定のみ**とは別にご申請ください。

※ 第一次・第二次検定、第二次検定のみを同一年度に申請することは、重複申請とし

てお断りいたします。

不正行為に対する受検禁止の措置 (建築施工管理・電気工事施工管理共通)

建設業法施行令の規定に基づき、不正の手段による受検については、合格の取消しまたはその受検を禁止することとなります。その処分を受けた者は、3年以内の期間を定めて受検を禁止されることがあります。

検定問題等の公表 (建築施工管理・電気工事施工管理共通)

本財団では、検定問題と正答肢番号の公表を以下のとおり行います。

公表期間：試験日の翌営業日午前9時から1年間

公表方法：本財団WEBサイトに掲載

公表範囲：第一次検定は検定問題と正答肢番号

第二次検定は検定問題と解答形式がマークシートとなっている設問の正答肢番号

なお、解答形式が記述の設問は正答を公表いたしません。

合格基準について第一次検定及び第二次検定の別に応じて、次の基準以上の者を合格としますが、試験の実施状況等を踏まえ、変更する可能性があります。

- ・第一次検定（全体）得点が60%以上（施工管理法（応用能力））得点が60%以上
- ・第二次検定得点が60%以上

技術検定における個人成績の通知について (建築施工管理・電気工事施工管理共通)

不合格者に対して不合格通知書にて成績を通知します。成績の通知は、第一次検定及び第二次検定の別に応じて以下のとおり行います。なお、通知する成績については、全体の結果のみとし、設問毎の得点等については通知いたしません。

第一次検定・全体の得点が合格基準未満の場合

『〇〇問 正解』

・全体の得点が合格基準以上で、かつ施工管理法（応用能力）の得点が合格基準未満の場合

『〇〇問 正解（施工管理法（応用能力）の得点が合格基準未満のため不合格）』

第二次検定【評定】

A：合格基準以上

B：得点が40%以上合格基準未満

C：得点が40%未満

※通知した成績に関する問い合わせにはお答えできません。

※合格者については成績の通知は行いません。また問い合わせにもお答えできません。

住所・氏名・受検地の変更(訂正)手続き (建築施工管理・電気工事施工管理共通)

申請書を送付後、書類送付先住所、氏名、受検地の変更がある場合は、本財団WEBサイト (<https://www.fcipshiken.jp/download/procedure.html>) から様式をダウンロードして必要事項を記入のうえ、簡易書留郵便またはメール添付で本財団に送付してください。

注 1 氏名変更の場合、変更届に戸籍抄本を添付し簡易書留郵便で送付してください。（氏名漢字等訂正の場合は、戸籍抄本不要です。申込後1か月以内に様式を添付してメールしてください。）

注 2 住所変更をする場合、書類送付先として設定してある住所を変更したい時のみ必要です。
(勤務先等を書類送付先にしている場合で、自宅を転居した時等は届出不要)

注 3 受検地を変更する場合、受検地変更届を試験日の14日前（必着）までに、簡易書留郵便またはメール添付にてお送りください。変更を認めた方には「受検地変更許可書」を送付しますので、指定された会場で受検してください。受検地変更の受け入れには定員があります。受入定員に達した場合には、変更をお受けできませんので、ご了承ください。なお、試験日の5日前までに受検地変更許可書が届かない場合は、速やかに本財団までご連絡ください。

注 4 受検地変更手続きは試験日毎に必要です。第一次検定と同様の変更を第二次検定で希望する場合も、第一次検定の合格発表日以降に、再度受検地変更手続きを行う必要があります。

身体障がい者等を対象とした受検に際しての特別措置について (建築施工管理・電気工事施工管理共通)

身体障がい者等の方で、試験当日に試験会場において配慮が必要な方は、必ず毎回、事前に手続きが必要です。

(1) 申請に際しての前提条件

身体障がい者等の方で、本検定を受検しようとする場合は、次にあげる3つの条件を満たしていることが必要となります。

- ①本検定の受検資格を有すること
- ②工事現場において施工管理技士としての業務を遂行できること
- ③受検者単独で受検できること

(2) 手続き方法について受検申請書の発送前に、一般財団法人建設業振興基金試験研修本部（TEL：03-5473-1581）までお電話いただき、障がい・けが等の内容（症状・程度）等をお聞かせください。また、当方より「受検時特別対応申請書」用紙をお送りいたしますので、

- ・受検申請に必要な書類
- ・受検時特別対応申請書
- ・障害者手帳のコピー

を一括して申請締切日までに本財団へお送りください。受検可能な場合には、受検票とともに対応についての書類を郵送します。

※障がいの症状・程度により、あるいは、試験会場の設備などにより、全てのご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※申請は、試験日の3週間前までに速やかにご連絡ください。それ以後は対応できませんのでご了承ください。

自然災害等による不可抗力が発生した場合の対応方針について (建築施工管理・電気工事施工管理共通)

1. 自然災害等による不可抗力により試験を中止する場合について

全国または一部試験地及び試験会場が、自然災害等による不可抗力により試験実施が困難な場合には、試験を中止する場合があります。

その場合は原則として、再試験は実施しません。なお、本財団は、中止にともなう受検者の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません（ただし、受検手数料については返還します）。

2. 試験実施に関する情報提供

自然災害等の不可抗力による試験中止については、原則※として、本財団 WEB サイトに掲載します。また、試験開始時間の繰下げ措置についても上記と同様にお知らせいたします。

（※）試験前日または当日に、試験中止の判断をする場合があります。また、事前に中止の可能性が高い場合には、その旨をお知らせしますので、最新情報を確認してください。

＜技術検定のよくある質問＞

Q 受検資格はどのように判断すればいいのですか？

A ①令和8年度（令和9年4月1日）までに19歳以上となる者は、1級建築施工管理第一次検定のみ、1級電気工事施工管理第一次検定のみが受検申請できます。

②過去に1級の「一次・二次」検定を同時に受検した、「二次」のみの検定を受検したことのある場合（平成15年以降の旧「学科・実地」検定、「実地のみ」検定試験を含む。）は、受検番号が分かれればインターネットの再受検申請が可能であると思いますので、お問い合わせください。

③旧受検資格（高等学校、短期大学、建設系専門学校（2年制、4年制）、大学等の卒業者で卒業後の実務経験が一定年数以上ある場合は、旧受検資格を確認し、受検資格が認められた場合は、願書を購入し書面申請をしてください。（②または③の受検資格で申請する受検者が比較的多いです。）

④新受検資格（1級建築または1級電気工事施工管理一次検定合格者、2級建築施工管理技士または2級電気工事施工管理技士）の該当者（P3,P4参照）で、合格後3年（特定実務経験1年以上を含む。）または5年以上の実務経験がある者は、新受検資格のインターネット申請が可能と思われますので、新受検資格インターネット申請（実務経験作成ツールで実務経験書類を作成・保存し、申請期間中にマイページから申請を完了させてください。（P3を参照）

Q 住民票コードは、必要ですか？

A **住民票コード(11桁の数字)**の入力は必須です。不明の場合は、市役所等の住民票交付窓口に問合せしてください。（**12桁のマイナンバーではありません。**）

Q 提出する顔写真は、どのようなものですか？

A 提出する顔写真については、以下の点にご注意ください。

- ・6ヶ月以内に撮影した顔写真（正面、無帽、無背景）
- ・明るく鮮明なカラー写真（白黒写真でも可）
- ・ファイル形式：jpeg、jpg ※heicは不可
- ・画像ファイルは、縦531ピクセルサイズ×幅413以上のものを用意してください。
なお、画像編集ソフト等で加工された画像は、受検できない場合があります。

Q 婚姻などによって姓が変更となりましたが、どのような時に戸籍抄本の提出が必要ですか？

A 以前合格した有資格情報（1級施工管理技士、1級建築士、第一種電気工事士等）から現在の「姓」に変更になったときなど戸籍抄本の提出が必要です。

Q 申請後、書類送付先住所が変わりました。(受検地の変更をしたいのですが)どうすればいいですか?

A 申請 WEB サイト (<https://www.fcip-shiken.jp/pdf/henkoutetuduki.pdf>) から様式をダウンロードして必要事項を記入し、送付してください。

Q 受検申請の入力に際して、誤った内容が後から確認された場合、訂正方法はどうすればいいですか?

A 実務経験ファイルの内容訂正について、マイページでファイル添付し申請が完了したものは、一切変更できません。但し、誤った内容で申請をした場合は本財団に電話してください。

マイページ上で申請した添付ファイル等の内容が適正でない場合は、後日、メールなどで通知します。

また、近年、請負工事契約書（写）、施工体制台帳（写）等の偽造が発覚しています。提出書類の偽造及び虚偽申請は違法行為であり、発覚したときは告発も含め厳正に対処します。

Q 海外における建設工事の実務経験の取り扱いは、どうすればいいですか?

A 建設業法に基づき建設業の許可を受けた者が請け負う日本国外での建設工事における実務経験については、国内の実務経験と同様に認められます。

それ以外の日本国外の実務経験については、国土交通大臣に個別申請し認定を受けることで、実務経験として認められます。

国外の実務経験に関する認定の審査には、6ヶ月程度の期間を要します。受検申請に間に合うよう、事前に国土交通省へ認定申請を行ってください（国土交通省【国外における実務経験を有する者からの申請】をご覧ください。）

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00026.html

Q 試験会場を知りたいのですが?

A 受検票の発送をもって試験会場をお知らせしています。それまでは、会場は確定しておりません。また、毎年同じ会場とは限りません。

Q 検定問題の公表期間はいつですか?

A 試験日の翌営業日から1年間本財団 WEB サイトで公表します。それ以外の期間は、公表いたしておりません。書店で市販されている問題集等をご利用ください。

Q 検定問題の公表期間はいつですか?

A 本財団は、試験実施機関であり、公平性の観点から事前の講習会や参考書は扱っておりません。書店で市販されている問題集・参考書等をご利用ください。

Q 検定問題の内容について問い合わせできますか？

A 内容については、一切お答えできません。

Q その他の問い合わせはどうすればいいですか？

A 電話またはメールにてお問い合わせください。対応時間は、電話・メールとも土日祝日を除く平日の 9：00～12：00、13：00～17：00 です。

検定ヘルプデスク 050-3385-4375

メールアドレス

建築 k-info@kensetsu-kikin.or.jp

電気 d-info@kensetsu-kikin.or.jp

※申請期間中は大変混雑いたします。余裕をもってご対応ください。

※電話番号間違い、アドレスタイプミスにご注意ください。

【参考】工事の種類・工事内容一覧表

1級施工管理技術検定において実務経験になるのは、建築・電気の各実務経験・資格対象欄に○が附された工事です。

1級施工管理技術検定に合格し、必要な講習を受講すると、実務経験・資格対象欄に◎印が附されている工事について監理技術者になりますことができます。また、◎印について特定建設業許可における営業所専任技術者要件を満たします。

2級施工管理技術検定において実務経験になるのは、建築・電気の各実務経験・資格対象欄に○が附された工事です。建築は種別が細分化されていますのでご注意ください。

2級施工管理技術検定に合格すると、種別毎に実務経験・資格対象欄に○印を附されている工事について主任技術者になることができます。また、○印について一般建設業許可における営業所専任技術者要件を満たします。

2級建築施工理技士として塗装工事等の主任技術者になるためには、2級建築施工管理技士（種別：仕上げ）の資格が必要です。同様に、とび・土工・コンクリート工事等では2級建築施工管理技士（種別：躯体）の資格が必要です。（種別：建築）はオールマイティではないことにご留意ください。

建設工事の種類	工事内容	補足	実務経験・資格対象				
			建築			電気	
			1級	2級	1級	2級	
石工事	石積み（張り）工事		◎		○		
	コンクリートブロック積み（張り）工事		◎		○		
屋根工事	屋根ふき工事		◎		○		
電気工事	発電設備工事				◎	○	
	送配電線工事				◎	○	
	引き込み線工事				◎	○	
	変電設備工事				◎	○	
	構内電気設備工事				◎	○	
	照明設備工事				◎	○	
	電車線工事				◎	○	
	信号設備工事				◎	○	
	ネオン装置工事				◎	○	
	計装工事				◎	○	
管工事	冷暖房設備工事				◎		
	冷凍冷蔵設備工事				◎		
	空気調和設備工事				◎		
	給排水・給湯設備工事				◎		
	厨房設備工事				◎		
	衛生設備工事				◎		
	浄化槽工事				◎		
	水洗便所設備工事				◎		
	ガス管配管工事				◎		
	ダクト工事				◎		
	管内更生工事				◎		
	計装工事				◎		
タイル・れんが・ブロック工事	コンクリートブロック積み（張り）工事		◎		○	○	
	レンガ積み（張り）工事		◎		○	○	
	タイル張り工事		◎		○	○	
	築炉工事		◎		○	○	
	スレート張り工事		◎		○	○	
	サイディング工事		◎		○	○	
鋼構造物工事	鉄骨工事		◎		○		
	橋梁工事		◎		○		
	鉄塔工事		◎		○		
	貯蔵用タンク設置工事	石油・ガス等	◎		○		
	屋外広告工事		◎		○		
	閘門・水門門扉設置工事		◎		○		
鉄筋工事	鉄筋加工組立工事		◎		○		
	鉄筋継手工事		◎		○		
舗装工事	アスファルト舗装工事				◎		
	コンクリート舗装工事				◎		
	ブロック舗装工事				◎		
	路盤築造工事				◎		
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事				◎		
板金工事	板金加工取付け工事		◎		○		
	建築板金工事		◎		○		
ガラス工事	ガラス取付工事		◎		○		
	ガラスフィルム工事		◎		○		
塗装工事	塗装工事		◎		○		
	溶射工事		◎		○		
	ライニング工事		◎		○		
	布張り仕上げ工事		◎		○		
	鋼構造物塗装工事		◎		○		
	路面標示工事		◎		○		
防水工事	アスファルト防水工事		◎		○		
	モルタル防水工事		◎		○		
	シーリング工事		◎		○		
	塗膜防水工事		◎		○		
	シート防水工事		◎		○		
	注入防水工事		◎		○		

建設工事の種類	工事内容	補足	実務経験・資格対象			
			建築		電気	
			1級	2級	1級	2級
内装仕上工事	インテリア工事		◎		○	
	天井仕上工事		◎		○	
	壁張工事		◎		○	
	内装間仕切り工事		◎		○	
	床仕上工事		◎		○	
	たたみ工事		◎		○	
	ふすま工事		◎		○	
	家具工事		◎		○	
	防音工事		◎		○	
機械器具設置工事	プラント設備工事					
	運搬機器設置工事					
	内燃力発電設備工事					
	集塵機器設置工事					
	給排気機器設置工事					
	揚排水機器設置工事					
	ダム用仮設備工事					
	遊戯施設設置工事					
	舞台装置設置工事					
	サイロ設置工事					
	立体駐車場設備工事					
熱絶縁工事	設備熱絶縁工事		◎		○	
	ウレタン吹付け断熱工事		◎		○	
電気通信工事	有線電気通信設備工事					
	無線電気通信設備工事					
	データ通信設備工事					
	情報処理設備工事					
	情報収集設備工事					
	情報表示設備工事					
	放送機械設備工事					
	TV 電波障害防除設備工事					
	造園工事					
さく井工事	植栽工事					
	地被工事					
	景石工事					
	地ごしらえ工事					
	公園設備工事					
	広場工事					
	園路工事					
	水景工事					
	屋上等緑化工事					
建具工事	緑地育成工事					
	さく井工事					
	観測井工事					
	還元井工事					
	温泉掘削工事					
	井戸築造工事					
	さく孔工事					
	石油掘削工事					
	天然ガス掘削工事					
水道施設工事	揚水設備工事					
	金属製建具取付け工事		◎		○	
	サッシ取付け工事		◎		○	
	金属製カーテンウォール取付工事		◎		○	

建設工事の種類	工事内容	補足	実務経験・資格対象			
			建築		電気	
			1級	2級	1級	2級
消防施設工事	屋内消火栓設置工事					
	スプリンクラー設置工事					
	消火設備工事					
	屋外消火栓設置工事					
	動力消防ポンプ設置工事					
	火災報知設備工事					
	漏電火災警報器設置工事					
	非常警報設備工事					
	避難又は排煙設備の設置工事					
清掃施設工事	ごみ処理施設工事					
	し尿処理施設工事					
解体工事	工作物解体工事	※単に構造物を解体する工事（専門工事以外）	◎	○	○	